

総務常任委員会

議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

質疑 改定に伴っての条例集その他の差し替え等にかかる費用は。

答弁 当市では、紙での更新をしていないので、データの更新という形で、1原議当たり、条例ひとつという扱いとなる。よってページ数にかかわらず、1件当たり3千150円に改正するもの。

質疑 法改正の背景と経過について

答弁 今回の改正の趣旨は、公務員給与の改定、物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、今回、関係基準額の改正を行った。

議案第60号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について

質疑 19年から21年度の3ヶ年ということだが、これからのような形で続く見込みなのか。

答弁 電源の不均一課税に

については、電力発電周辺の地域の生活環境、産業基盤等の総合的な発展を基に制定されており、今後もこのような形で引き続いていくと考えている。

質疑 今後3年間はどのようなのか。

答弁 初年度は14%が適用され税額は1千210万2千600円、2年目は35%で1千557万5千200円、3年目には、464万2千300円になる。

議案第63号 専決処分の報告及びその承認について

質疑 市税改正によってどの程度の恩恵を受けるのか。

答弁 減価償却の見直しによって法人・市民税の年間の影響額については、180万7千円程、ベンチャー企業の株式譲渡益については3名程で、26万8千円程、上場株式の譲渡益については、85名で235万円程、バリアフリー関係については、10件程見込んでおり、年間の影響額は7万5千円程度である。

質疑 税制改正の趣旨に、持続的な経済社会の活性化のための改定とあるが、一方では定率減税等の廃止で増税になっている。今回、市税額の通知後、市民から問い合わせや苦情はなかったのか。

答弁 納付書を4月8日に配付し、11日に40件ほど、その後、1週間位は平均して50件ほどであった。全体では、320件ほどであった。

議案第62号 南相馬市立病院医師修学資金貸与条例制定について

質疑 支度金制度の考え方について伺う。

答弁 平成16年度の医学部に在学する学生の生活実態調査で、入学金、授業料、生活費等を月額で割り返して額を決定した。

質疑 現状において、本市で医師を志して勉強している人数は。

答弁 相双地区の高校からの医学部への修学状況については、平成15年度以降19年度までの5年間で9名の方が大学に進学しており、概ね1年間に2名弱の状況と捉えている。

質疑 募集期間と広報について伺う。

答弁 7月9日から8月10日までの1ヶ月程度を募集期間として考えている。広報に

ついては、年度途中からの制度創設ということもあり、周知が肝要と考える。条例制定後すぐに広報等を実施し、ホームページ等による広報や、大学等に働きかけをしていく。

討論 地元優先とのこともあり、できる限り本市に定着できるといった将来を見越した人選をして、本市の医療の高度化に向けて、さらに努力を続けて行くとの意見を付し、賛成。審査の結果、原案の通り可決。

議案第65号 平成19年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 国庫支出金について、ICT活用在宅介護システムモデル開発事業の一般財源からの持ち出しについて伺う。

答弁 国の委託事業のため、一般財源からの持ち出し等は考えていない。

質問 文化財等保存整備費補助金の補助割合について伺う。

答弁 公有化事業については、全体で土地、建物さらに移転補償等全てを含み、公有化に係る事業費の80%が国の補助、さらに県が原則4%となっている。

質問 コミュニティ助成事業補助金については、地域に内容を知らせてもつこの事業を有効に活用すべきではないか。

答弁 執行部も同じ考えであり、県の資料でこれまで原町が17、小高は30で、鹿島が6事業で合計53事業に取り組んでいる。



▲高校生の通学風景



常任委員会の審査から

各委員会における、主な
質疑・討論について

文教福祉常任委員会

議案第61号 南相馬市国民健康保険特別会計補正予算につ

いて

質疑 あん分率について①低所得者に対する応益割合の7割、5割、2割を維持する。②応益応能の割合を50対50に近づける。③資産割の割合を徐々に減らす。④国民健康保険税に係る課税限度額を56万円とするとの説明があったが、政策的な根拠は。

答弁 ①②③については合併協議会での合意事項であるが、①については、低所得者層の7、5、2割軽減を今年も堅持すること、②については、旧小高町では、応能割と応益割が旧鹿島町及び旧原町市と比較して、逆比率となっており、均等割が増えると低所得者層に負担がかかる税の仕組であった。今年度も低所得者層負担の少ない、国の指導の

りをした。

質疑 基金の取り崩しによる影響について伺う。

答弁 国の指導では毎年、医療費5%以内で基金に繰入し、全体で25%程度保有することになっているが、本市としては5%以内を用途にし、国の交付税措置から18年度は約1億円交付されており、この交付金に大きく影響することから予算への組み入れはしなかった。

議案第66号 平成19年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

質疑 高額医療費の現状と保険財政の影響について伺う。

答弁 19年度は、3億5千万円ほど見込んでおり、20年度の法改正の中で56万円を超える部分については戻す制度を国では考えている。

議案第67号 平成19年度南相馬市老人保健特別会計補正予算について

原案の通り可決。
議案第72号 工事請負契約の締結について

質疑 原町一小の耐震補強の工事は、通年で行うのか。

答弁 基本的には、夏休み期間で一階部分を、冬休みまでに二階部分を、2月までに

三階の工事を終わらせる予定である。

議案第65号 平成19年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 後期高齢者の医療制度について、本市における期待すべき点は。

答弁 後期高齢者の医療費については、平成20年4月から、75歳以上の方をひとつの保険で見るという形になる。目的は、効率的な予防医療により医療費を抑え、健全な経営を進めるというもので、現

在、国・県で制度を構築中である。本市としても、平成20年度には約一人に達することから、医療費の抑制、削減に繋がって行くと思われる。

浦尻貝塚公有化事業について
質疑 浦尻貝塚を将来、どのような形で整備、保存、活用する考えか。

答弁 社会教育施設、学校体験学習施設として位置付け、さらに一般の利用と公園化を含めた整備を図り、最終的には観光に寄与するものと考えている。



▲健康診断 (小高区)